

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会規約(以下「規約」という。)

第18条第3項の規定に基づき、観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会(以下「協議会」という。)の委員等の報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 規約第8条第1項第3号の規定による委員及び第16条の規定による監査委員の報酬の額は、日額7,100円とする。

2 日額で定める報酬を支給する場合において、その出席した時間が1日について4時間に満たないときは、当該日額の2分の1に相当する額を支給する。

(費用弁償)

第3条 協議会の会長、委員及び監査委員が、協議会の職務を行うために観音寺市・三豊郡以外の区域に出張したときは、費用弁償として旅費を支給する。

(支給方法)

第4条 協議会の会長、委員及び監査委員に支給する費用弁償の額及び支給方法については、観音寺市の例による。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか協議会委員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。